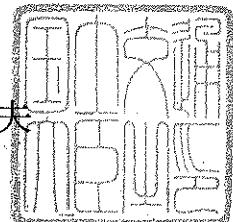


国自審第 1442 号  
平成 22 年 12 月 27 日

消費者委員会委員長 松本 恒雄 殿

国土交通大臣 馬淵 澄夫



「自動車リコール制度に関する建議」に対する国土交通省の  
実施状況について

平成 22 年 8 月 27 日付の貴委員会の「自動車リコール制度に関する建議」に  
対し、国土交通省の実施状況を別紙のとおり報告する。

平成 22 年 12 月 27 日  
国 土 交 通 省

「自動車リコール制度に関する建議」に対する国土交通省の  
実施状況について

(建議事項①)

国土交通省は、

以下の点に留意して、事故・不具合情報の収集及び公表制度の抜本的な改善を図ること

- (1) 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を消費者に周知し、十分な情報収集を図ること
- (2) メーカー等に対する事実確認を適時に行うこと
- (3) 上記の事実確認において得られた情報について、できるだけ詳細に公表すること
- (4) メーカー等から四半期ごとに報告されている不具合情報を整理のうえ、消費者の注意喚起に資する情報を公表すること

(注) 建議事項中の各項目の番号は国土交通省において付した。以下同じ。

(国土交通省の実施状況)

(1)について

自動車不具合情報ホットライン（以下、「ホットライン」という。）について周知を図るため、自動車工業会等に協力を依頼し、全メーカー（14社）のホームページにホットラインのリンクが設置された。また、全国の都道府県・市町村等（1959箇所）にも協力を依頼し、茨城県笠間市等の広報誌にホットラインの紹介が掲載された。

この他にも、国土交通省メールマガジン等においてもホットラインの紹介を継続的に実施している。

今後、JAF メイト（発行部数約 1,150 万部）等への広告及びインターネットポータルサイトへのオンライン広告を平成 23 年 2 月から 3 月にかけて行うほか、平成 23 年度から自動車検査証の裏面にホットラインの紹介を掲載する。

なお、ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「不具合情報調査推進室」を新設することとしている。

(2)について

国土交通省では、事案の危険性・多発性等を評価し、設計・製造に起因するような不具合であることが疑われるものについて、メーカー等に事実確認を行っている。今後とも、ユーザー目線に立って事実確認を適時・適切に行う。

### (3)について

ユーザーからの不具合情報をもとにメーカー等に対して行った事実確認の結果については、今後、注意喚起のため、緊急に行う必要があるものについて、直ちに公表する。それ以外については、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するのが必要な事案の選定や統計的な整理を行い、定期的に公表する。

### (4)について

国土交通省では、メーカー等から四半期毎に報告されている事故・火災情報について、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するため、個々の事故・火災の概要や原因について公表している。今後、事故・火災以外の四半期毎の不具合情報についても、ユーザーの不具合情報への関心が深まるよう、ユーザーへの注意喚起が必要な事案の選定や統計的な整理を行い、定期的に公表する。

#### (建議事項③)

国土交通省は、

再リコール事案につき早急に検討を行い、次のような対策を講じること

- (1) 既にリコールを実施した車両について、①当該リコールと同種の不具合が再発した情報を得た場合や、②当該不具合を理由とした2回目以降のリコール届出があった場合、これらの情報及び改善措置に対して、適切かつ効果的な技術検証を実施すること
- (2) リコール届出における対象車両の範囲を誤らないようにするために、メーカー等からの不具合情報の報告、リコール届出、立入検査等の機会に、部品の組み付けや製造工程の情報等の管理状況（実施体制を含む）について適切に把握できるよう、監査方針を見直すこと

#### (国土交通省の実施状況)

##### (1)について

国土交通省では、リコールに関する技術検証については、再リコールか否かにかかわらず、これまでにも不具合情報や改善措置に関し的確に実施してきたところであるが、今後、(独)交通安全環境研究所の技術検証体制を強化するとともに、再リコール事案の届出が行われた際には、技術検証を積極的に活用することとした。技術検証の結果、仮に再々リコールが行われるような事案である場合には、迅速にその届出が行われるように指導する。また、技術検証の結果を踏まえ、メーカー等の原因究明方法において改善の余地があると認められる場合には、その改善について指導する。

なお、再リコールを起こさないよう、リコールを一度で行うために時間をかけて対策が遅れるよりも、暫定的であっても迅速にリコールが行われることが重要であり、再リコールの実施そのものが安全確保の観点からも問題であるとは考えていない。

## (2)について

国土交通省では、従来からリコール対象車両の特定が適切に行われるよう指導してきたところであるが、今般、監査の方針を見直し、リコール対象車両特定のための実施体制や管理体制の状況を監査の際に確認することを明記した。

### (建議事項④)

国土交通省は、

- (1) リコールの迅速な届出を促進するために、明確な基準・目標等を示すこと
- (2) リコール情報がより確実にユーザーに届き、リコールの実施率が向上するよう、その進捗状況を一層注視するとともに、ユーザーに対しても、自動車の登録手続や改善措置の実施の重要性について効果的な周知を行うこと
- (3) リコールに関する制度（改善対策・サービスキャンペーン）についてもより一層の周知を行うこと

また、中期的な課題として、市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）について、現在のあり方を見直すこと

## (国土交通省の実施状況)

### (1)について

メーカー等が不具合の初報を入手してからリコール届出に至るまでの全ての過程において、迅速化を図ることが重要であり、国土交通省では常日頃から監査、リコール届出時等を通じて指導してきた。

リコール届出に至るまでに、メーカー等は不具合情報の調査分析、原因の特定、改善措置内容の決定、対象範囲の絞り込み等を実施するが、各過程に要する期間については不具合の内容により大幅に異なることから、これらの期間を一律に定めることは現実的ではない。しかしながら、メーカー等がリコールに関する、原因、改善措置内容、対象範囲等を確定し、リコール届出の最終決定を行った際には、迅速な届出が行われることが重要であるため、最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間（日数等）について明確な基準を設けることとする。

### (2)について

リコールの実施率については、その進捗状況をメーカー等から定期的に報

告させ、今後とも注視していくこととしている。また、リコールの実施率が向上するよう、自動車の変更登録及び移転登録手続き並びに改善措置の実施の重要性について、国土交通省のホームページへ掲載するとともに、国土交通省メールマガジン等において継続的に周知している。

さらに、今後も、自動車の変更登録及び移転登録手続きの重要性について、自動車登録等適正化推進協議会を通じてリーフレットを作成し、平成23年1月以降に配布する。また、平成23年度から自動車検査証の裏面に、自動車の変更登録及び移転登録手続き並びに改善措置の実施の重要性を掲載する。

### (3)について

リコールに関する制度について周知を図るため、国土交通省のホームページに制度について掲載等した。

また、市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）については、ユーザーにとっての分かりやすさ等の観点から、中期的な課題として検討を継続する。